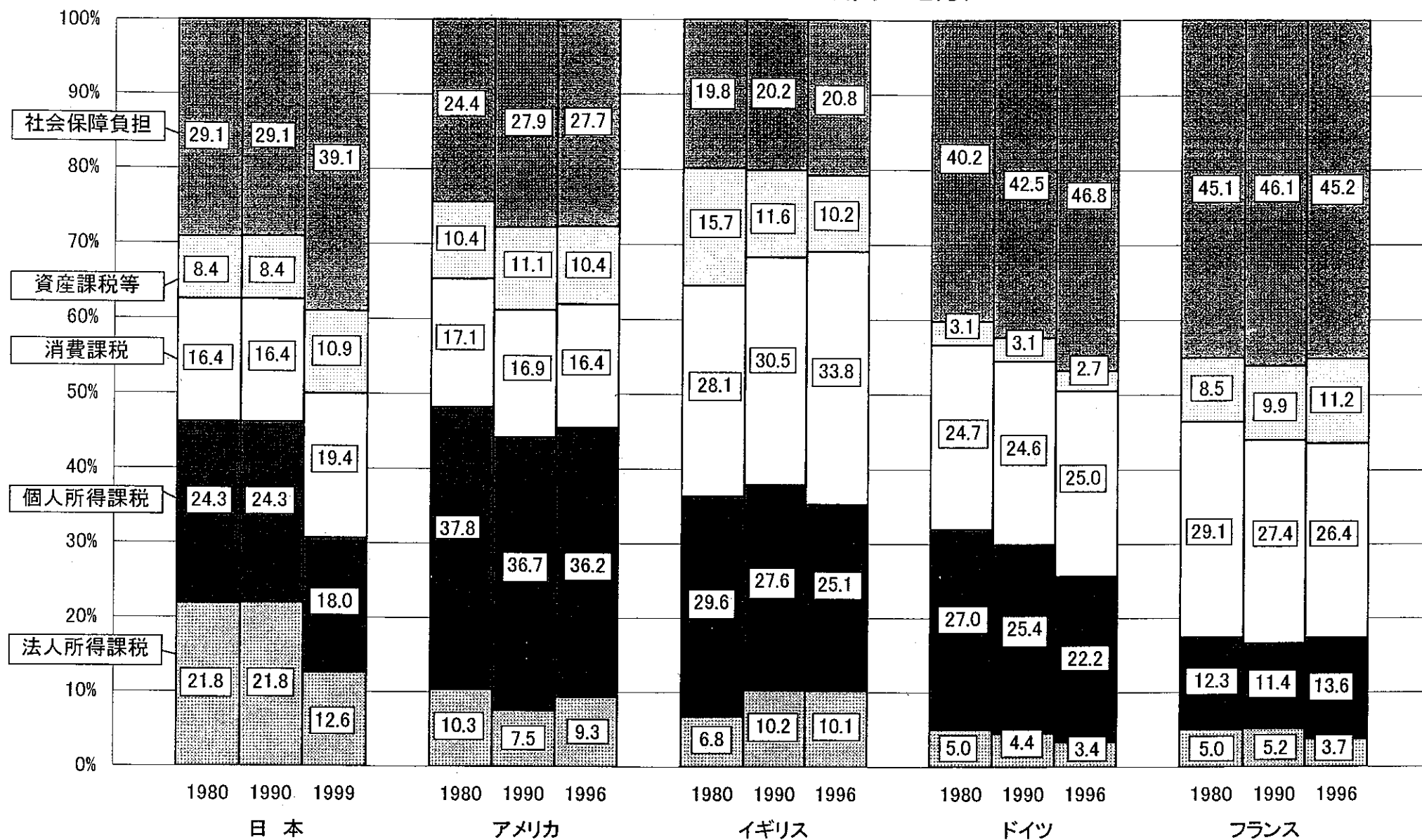


国民負担率の内訳の国際比較(国+地方)

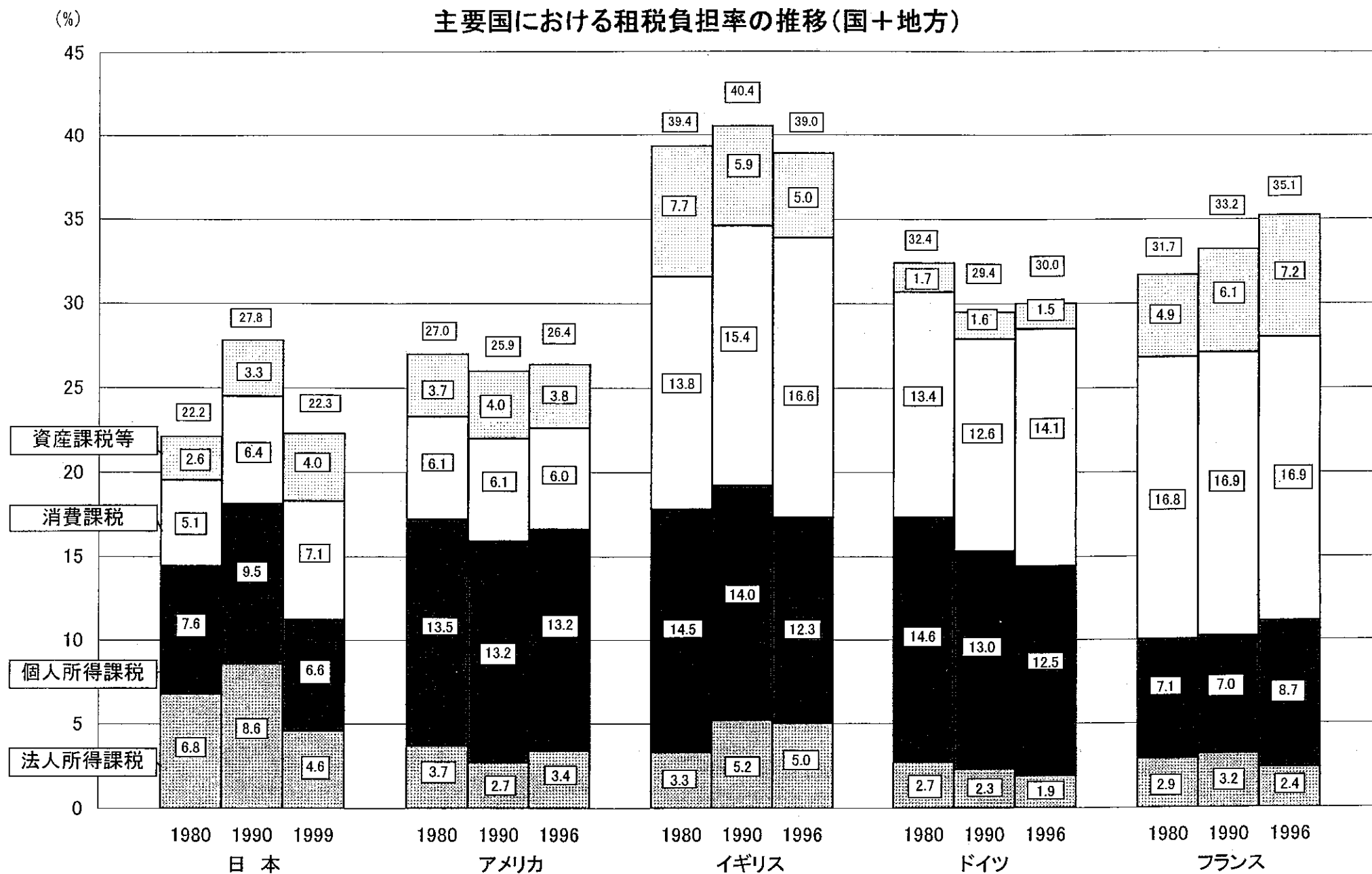


(注)1.日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。

日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997(OECD)」、「National Accounts(OECD)」等により作成。

2.所得課税には、資産性所得を含む。

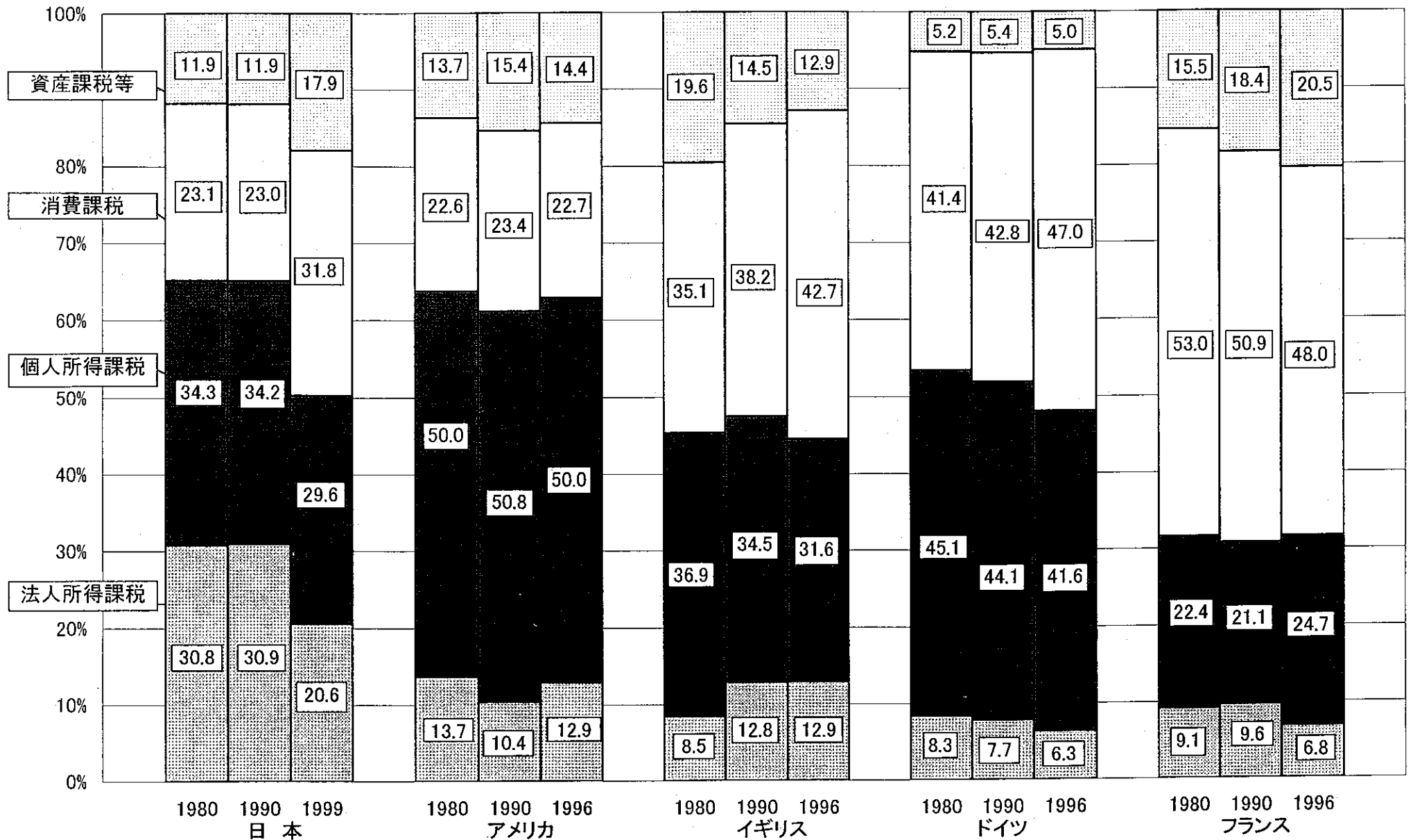
主要国における租税負担率の推移(国+地方)



(注) 1.日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997(OECD)」等により作成。

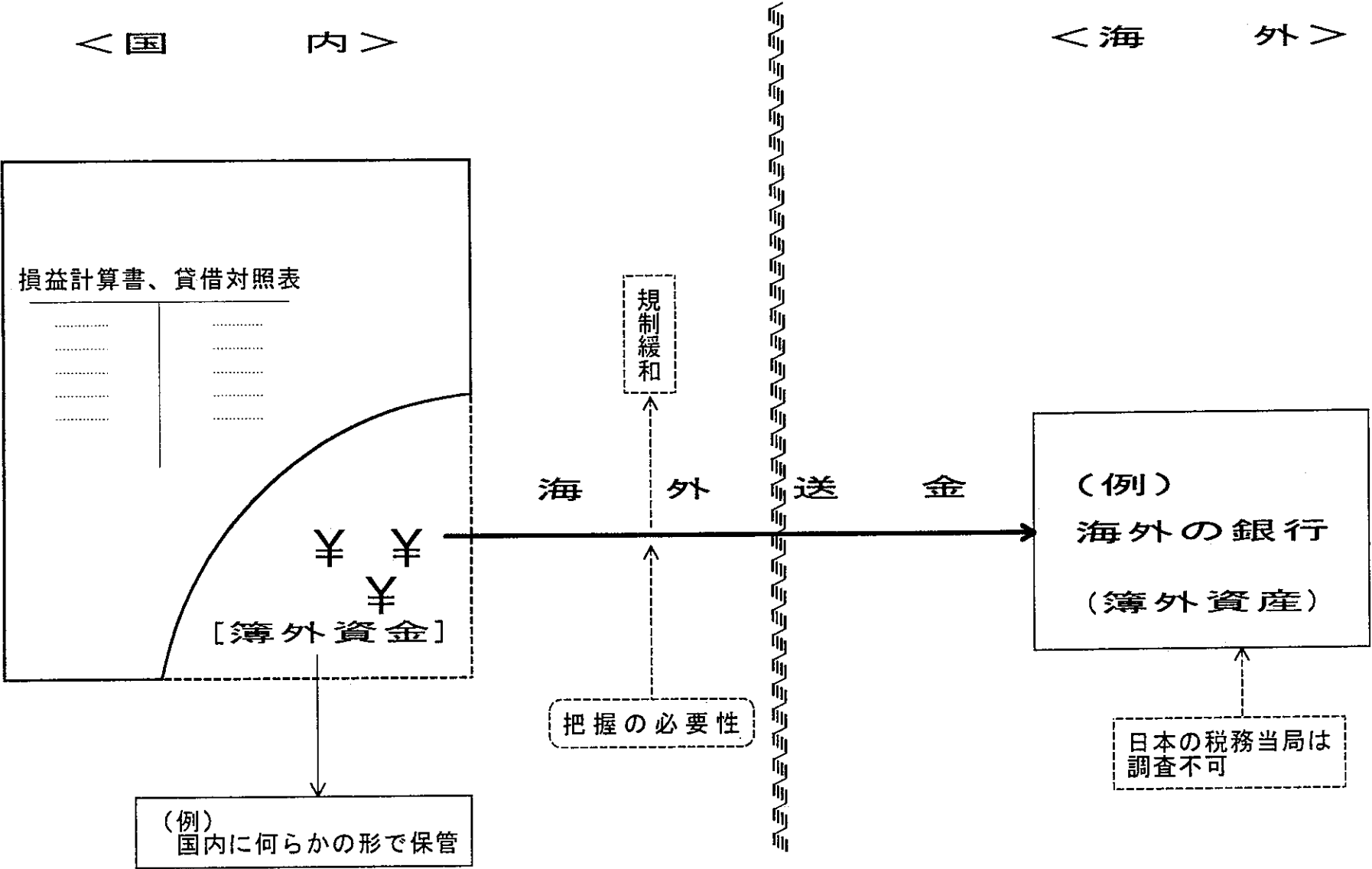
2.所得課税には資産性所得も含む。

税収構成比の推移の国際比較(国+地方)

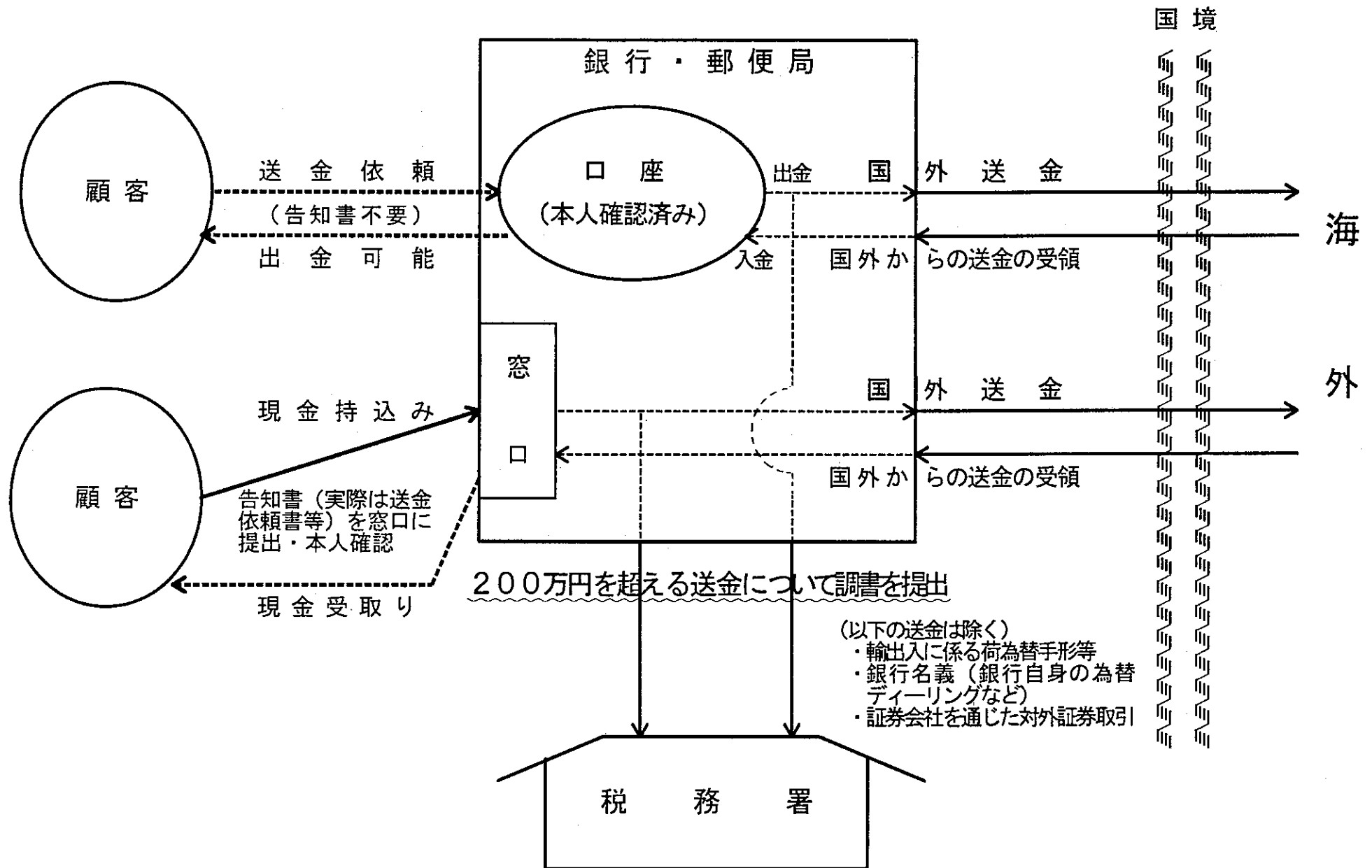


(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997 (OECD)」等により作成。
 2. 所得課税には資産性所得も含む。

海外送金を利用した簿外資産形成の例



国外送金等に係る調書提出制度



個人所得課税の国際比較

国 名 区 分		日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
国税収入に占める 所得税収入の割合		[9年] 34.5%	[9年] 72.7%	[9年] 34.5%	[9年] 35.1%	[9年] 18.4%
個人所得に対する 所得税負担割合		[9年] 4.1% (6.2%)	[9年] 11.0% (13.4%)	[8年] 10.2%	[9年] 6.8%	[9年] 3.7%
課 税 最 低 限		11年度改正前	11年度改正後	254.1万円	121.1万円	405.9万円
		361.6万円	382.1万円			
税 率	最 低 税 率	10%	10%	15%	10%	23.9%
	[住民税の最低税率]	[5%]	[5%]	[4%]		10.5%
	最 高 税 率	50%	37%	39.6%	40%	53%
	[住民税の最高税率]	[15%]	[13%]	[6.85%]		54%
税 率 の 刻 み 数 [住民税の税率の刻み数]		5 [3]	4 [3]	5 [5]	3 —	6

- (備考) 1. 課税最低限は、夫婦子2人(日本は特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいるものとし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。)の給与所得者の場合である。
2. () 書は、住民税を含めた場合である。アメリカの住民税の税率は、ニューヨーク州個人所得税による。
3. 邦貨換算は次のレートによった。
(1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円)

所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階 (改正前) 50% (改正後) 37% 30% 40% (注) 上記に加えて、個人住民税(税率5~13% [改正前5~15%]、3段階)が課されている。	5 段階 39.6% 36% 31% 28% 15% (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税(例：ニューヨーク州 税率4~6.85%、5段階)が課されている。	3 段階 40% 23% 10% (注) 地方税はない。	方程式 53% 23.9% (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税(税額の5.5%、95年導入、連邦税)が課されている。	6 段階 54% 48% 43% 33% 24% 10.5% (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	(改正前) (改正後) 361.6 万円 ⇒ 382.1 万円	254.1 万円	121.1 万円	405.9 万円	325.4 万円

- (注) 1. 課税最低限は夫婦子2人(日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている)の給与所得者の場合である。
2. 諸外国は99年8月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル=118円、イギリス1ポンド=192円、ドイツ1マルク=67円、フランス1フラン=20円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値)。
3. 各国の消費税(付加価値税)の標準税率は、日本5%(地方消費税1%を含む)、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス20.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている(例：ニューヨーク市8.25%)。

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	88% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税	65% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税 給与収入 1,046.8万円 1,431.0万円 2,483.6万円	50% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税 給与収入（カッコ内は11年度改正前） 1,370.5万円 2,317.8万円 (3,565.2万円) (1,354.7万円) (2,302.1万円) 11年度改正前 6年11月改正前 55% 43% 37% 33% 30% 20% 15% 5%
課 税 最 低 限	（夫婦と子2得者の場合） 235.7万円 (191.2万円)	327.7万円 (284.9万円)	（11年度改正前） （11年度改正後） 361.6万円 382.1万円 (306.3万円) (309.5万円)

- （注） 1. 11年度改正後は、扶養控除額の加算（所得税10万円、5万円、個人住民税2万円）を織り込んでいる。
 2. 課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

日本及び諸外国における所得税について（未定稿）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税率構造 (住民税)	10～37%（4段階） (5～13% (3段階))	15～39.6%（5段階） (4～6.85% (5段階)) (注1)	10～40%（3段階） (—————)	23.9～53%（方程式） (—————)	10.5～54%（6段階） (—————)
課税単位	個人単位課税	夫婦単位課税（2分2乗制） 又は個人単位課税	個人単位課税	夫婦単位課税（2分2乗制） 又は個人単位課税	世帯単位課税（N分N乗制）
課税の原則					
給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (年末調整なし)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収なし
利子	源泉分離課税（15%源徴）	総合課税（納番）（注2）	総合課税（20%源徴）	総合課税（30%源徴）	①総合課税（源徴なし） ②源泉分離課税（25%源徴）（注5）
キャピタルゲイン	土地・株式は分離課税、 その他は総合課税	総合課税（注3）	総合課税	総合課税（注4）	有価証券は申告分離課税 (26%)（注5） その他は総合課税

（参 考）

税 負 担 (年収700万円の 給与所得者)	36.2万円 [45.9万円]	93.3万円	147.8万円	67.9万円	44.9万円
課税最低限	382.1万円 [361.6万円]	254.1万円	121.1万円	405.9万円	325.4万円

- (注) 1. ニューヨーク州税の場合。
2. アメリカは納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払には31%の源泉徴収を行う。
3. 12ヶ月超保有した株式の譲渡益には軽減税率が適用される。
4. ドイツは次の譲渡益以外は非課税
(1) 事業資産の譲渡により生じたもの。
(2) 一定の者の所有する資本金会社持分について生じたもの。
(3) 投機売買(保有期間1年以下の株式、10年以下の土地等)により生じたもの。
5. 付加税10%を含む。
6. 税負担及び課税最低限は、夫婦2人の給与所得者（日本は子のうち1人を特定扶養親族、1人を16歳未満と仮定し、アメリカは子のうち1人を16歳以下と仮定している）の場合である。
7. 日本の税負担及び課税最低限の[]書は、改正前の計数（特別減税前）である。
8. 邦貨換算レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円。

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 8 2 1 千円	2 1, 5 3 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	6 0, 5 8 9 マルク	1 6 2, 7 1 7 フラン
円 建	3, 8 2 1 千円	2, 5 4 1 千円	1, 2 1 1 千円	4, 0 5 9 千円	3, 2 5 4 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 8 5 7 千円	1 8, 7 8 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	4 9, 4 6 6 マルク	1 4 0, 6 0 9 フラン
円 建	2, 8 5 7 千円	2, 2 1 6 千円	1, 2 1 1 千円	3, 3 1 4 千円	2, 8 1 2 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 0 9 5 千円	1 2, 7 0 0 ドル	6, 3 0 5 ポンド	3 5, 4 2 5 マルク	1 1 8, 5 0 4 フラン
円 建	2, 0 9 5 千円	1, 4 9 9 千円	1, 2 1 1 千円	2, 3 7 3 千円	2, 3 7 0 千円

（単身の給与所得者の場合）

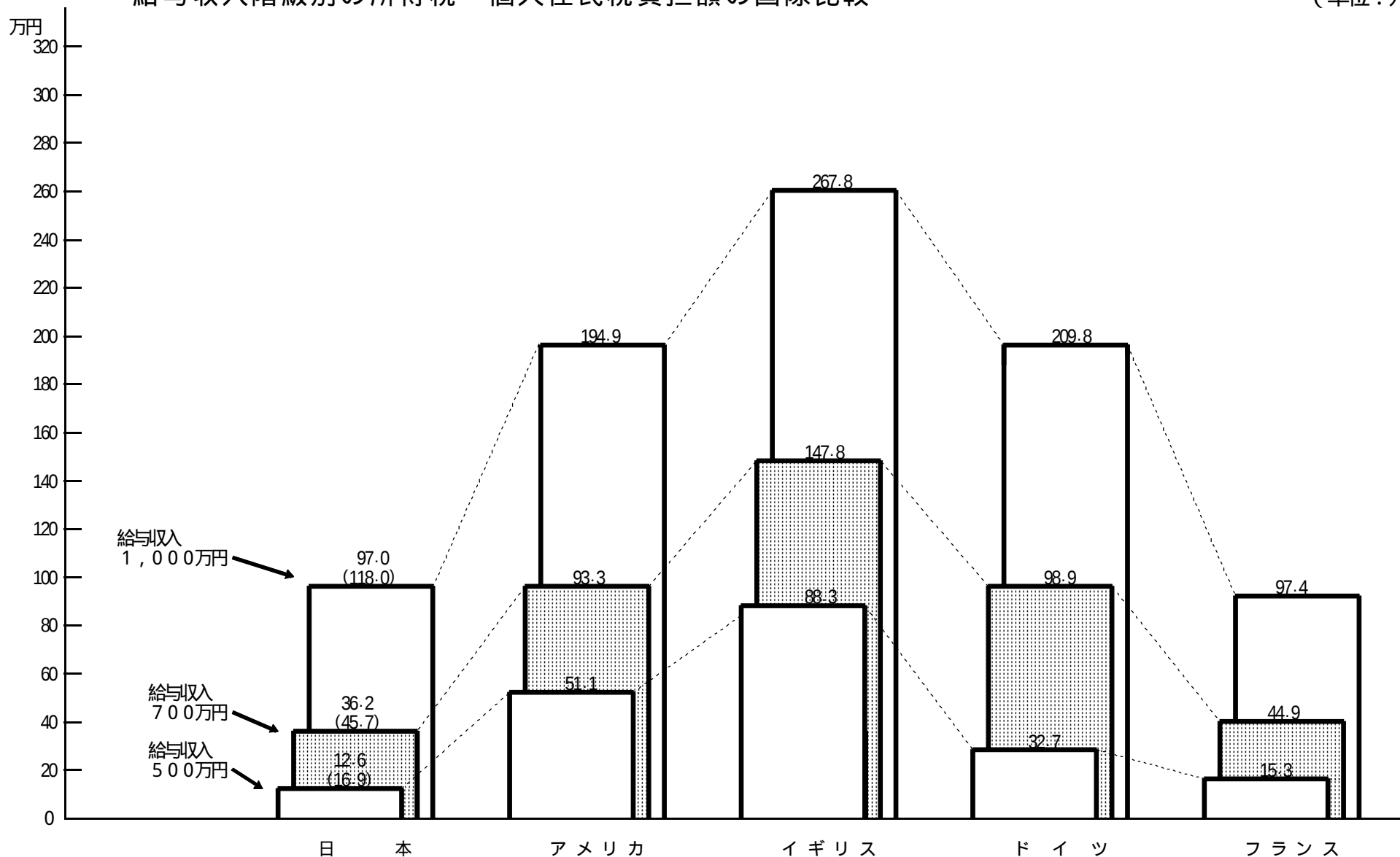
	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 1 0 7 千円	7, 0 5 0 ドル	4, 3 3 5 ポンド	1 8, 9 5 5 マルク	7 4, 2 9 6 フラン
円 建	1, 1 0 7 千円	8 3 2 千円	8 3 2 千円	1, 2 7 0 千円	1, 4 8 6 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子1人の場合は16歳未満の子が、夫婦子2人の場合は特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいると仮定しており、扶養控除額の加算（10万円、5万円）を織り込んで計算している。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子2人のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成11年8月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円。

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

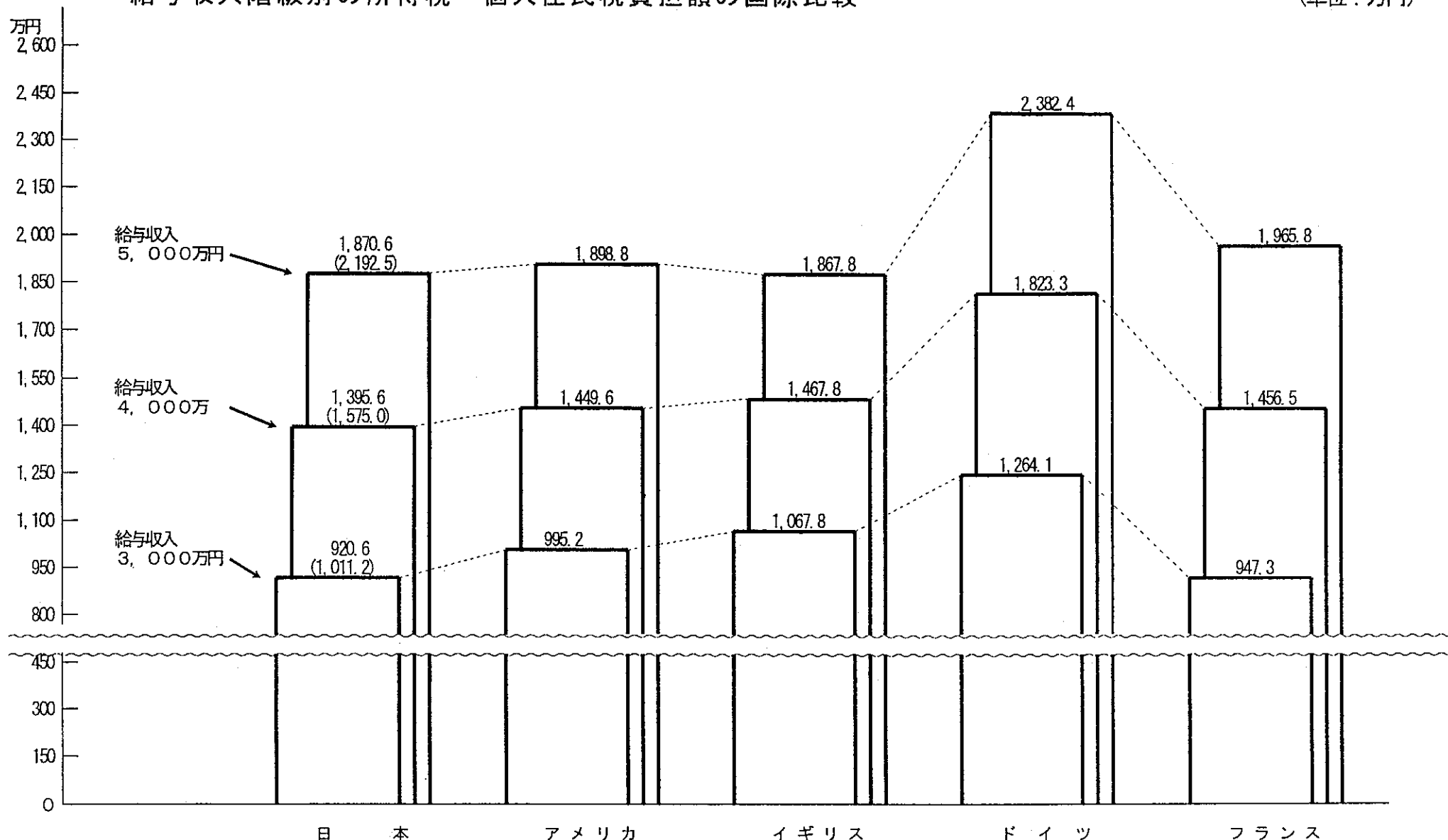
(単位: 万円)



- (注) 1. 夫婦2人(日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。)のサラリーマンの場合である。
 2. 日本の所得税・個人住民税負担額は恒久的減税後の負担額であり、扶養控除額の加算(所得税10万円、5万円、個人住民税2万円)を織り込んでいる。なお、()書は恒久的減税前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル= 118円、1ポンド= 192円、1マルク= 67円、1フラン= 20円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値)

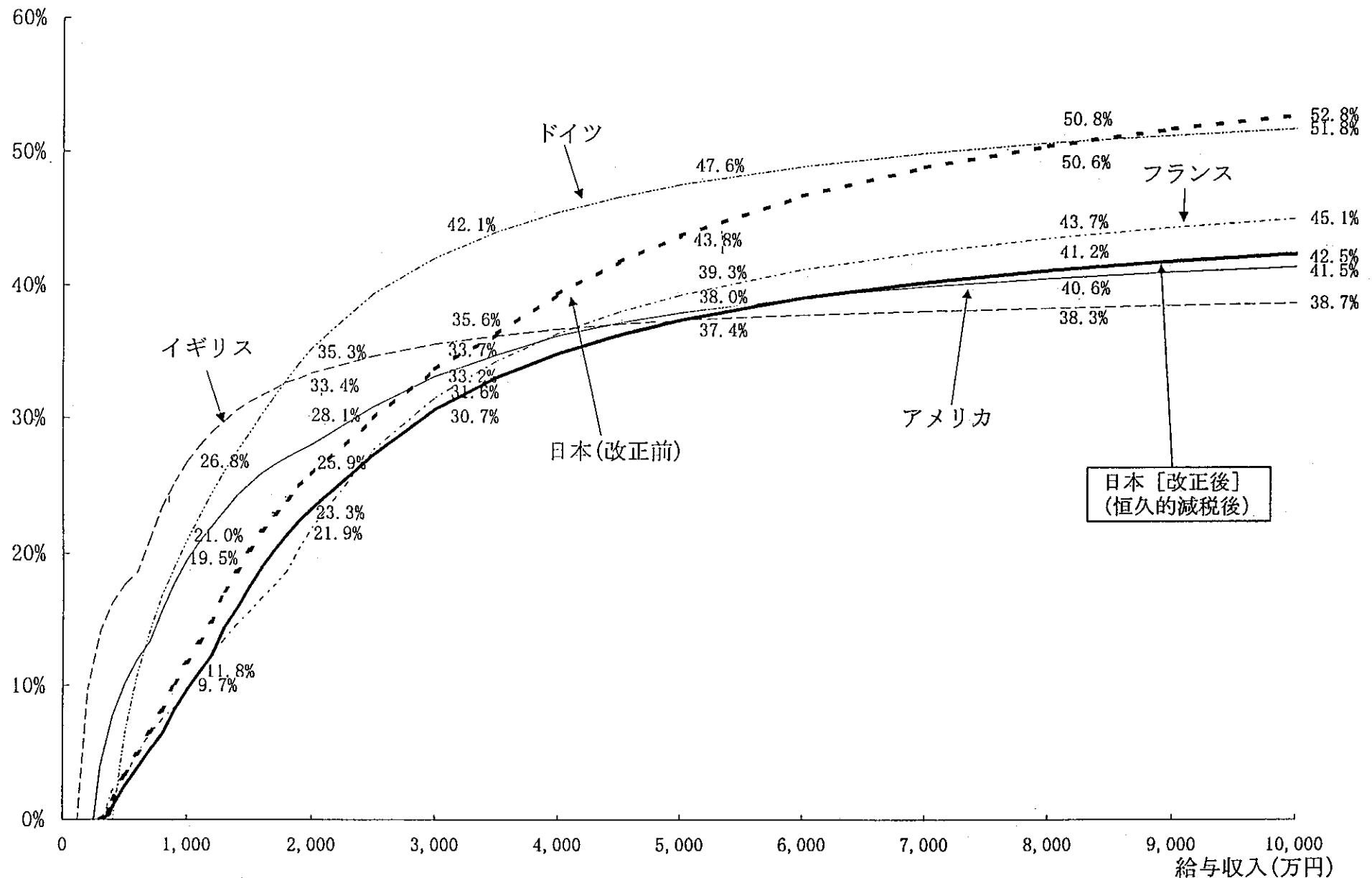
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. 日本の所得税・個人住民税負担額は恒久的減税後の負担額であり、扶養控除額の加算（所得税10万円、5万円、個人住民税2万円）を織り込んでいる。なお、（ ）書は恒久的減税前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算してある。
 2. 換算レートは、1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円。
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値)
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、8,000万円及び1億円の場合の各国の実効税率である。

平成11年度法人課税の減税の概要

1. 法人課税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	改正前	[参考:9年度]
・ 法人税			
基本税率	30%	34.5%	37.5%
中小軽減税率	22%	25%	28%
・ 法人事業税			
基本税率	9.6%	11%	12%

（参考1）法人課税の実効税率

改正後	改正前	[参考:9年度]
40.87%	46.36%	49.98%

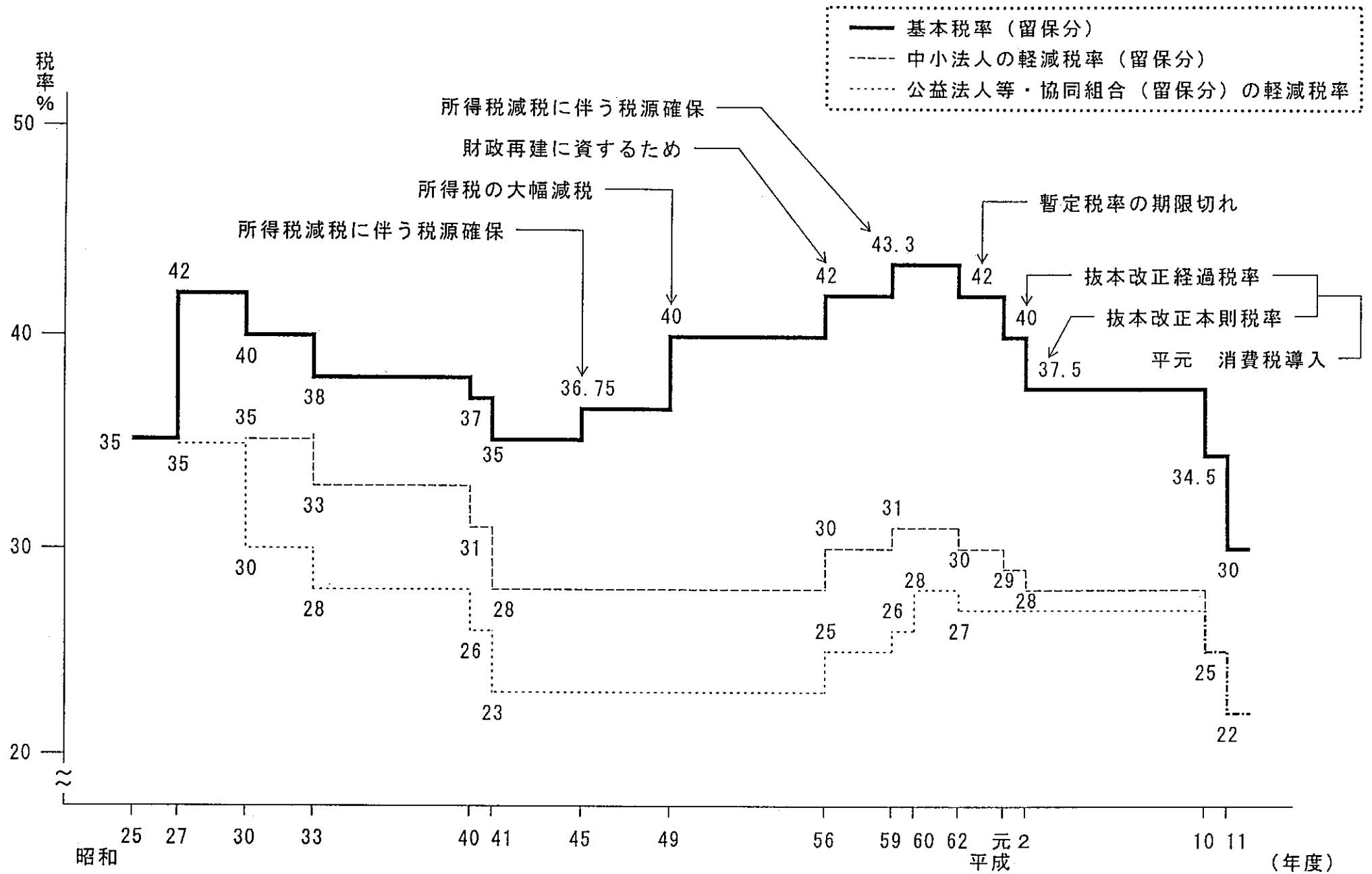
（参考2）法人課税の税率引下げによる減税規模（平年度）

2. 5兆円（国税 1.7兆円、地方税 0.8兆円）

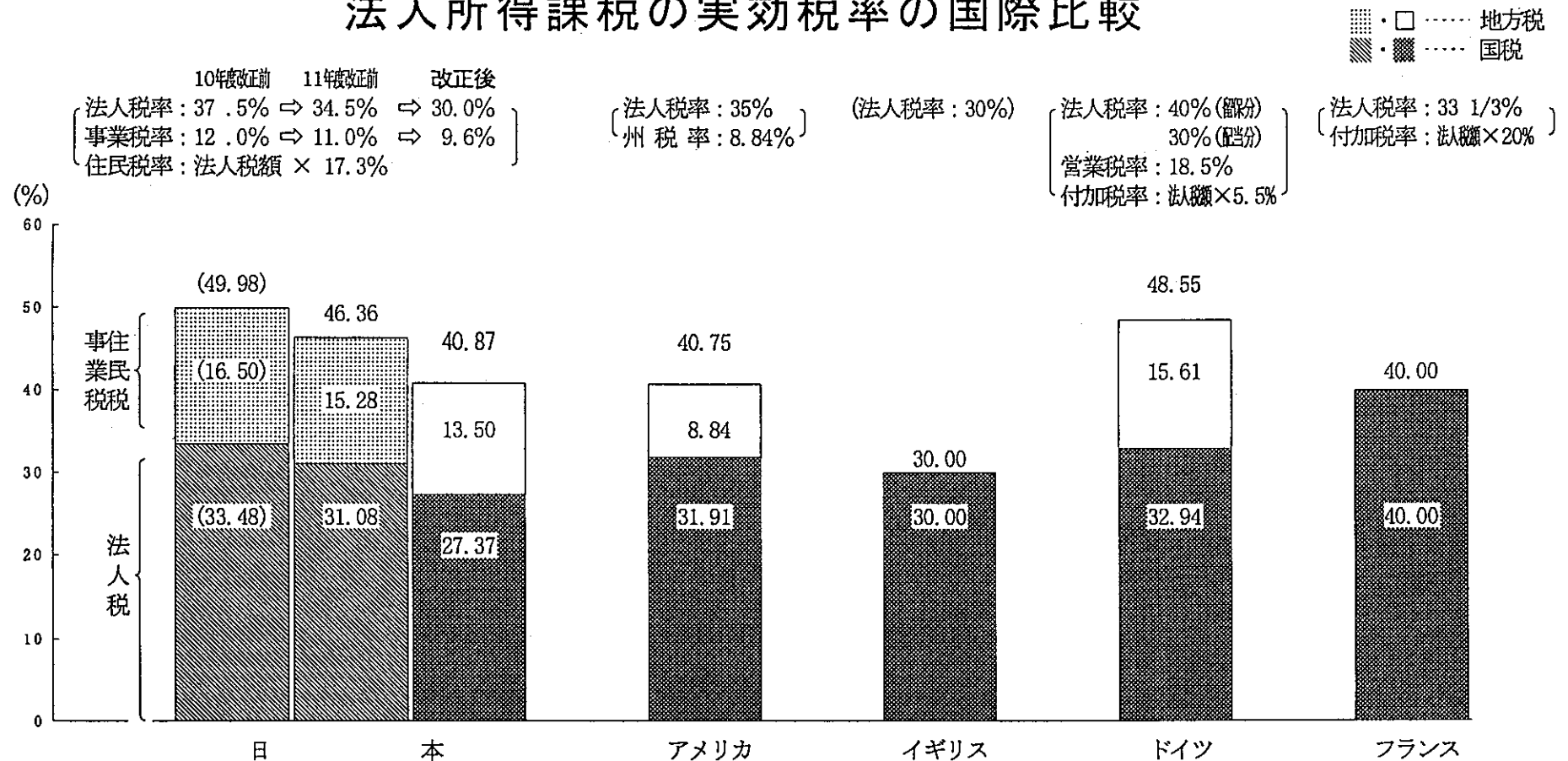
2. 実施時期

平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用

法人税率の推移



法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州 (州法人税) の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税・市税をあわせた実効税率は46.08%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税 (法人税額の5.5%) を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税 (50:50) であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税 (法人税額の20%、年間売上高5000万フラン以上の法人の場合) を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税 (地方税) が課税される。

法人所得課税の税率（基本税率）の国際比較

	国	税	地	方	税
日 本		法人税 改正後 30.0 % 11年度改正前 34.5 % 10年度改正前 37.5 %	事業税 改正後 9.6 %		
			11年度改正前 11 %		
			10年度改正前 12 %		
			道府県民税 法人税額の 5 %		
			市町村民税 法人税額の 12.3 %		
アメリカ		法人税 35 %	州法人税 8.84 %		
イギリス		法人税 30 %	—		
ド イ ツ		法人税 40 %	営業税 18.5 %		
		付加税 法人税額の 5.5 %			
フランス		法人税 33 1/3 %	—		
		付加税 法人税額の 20 %			

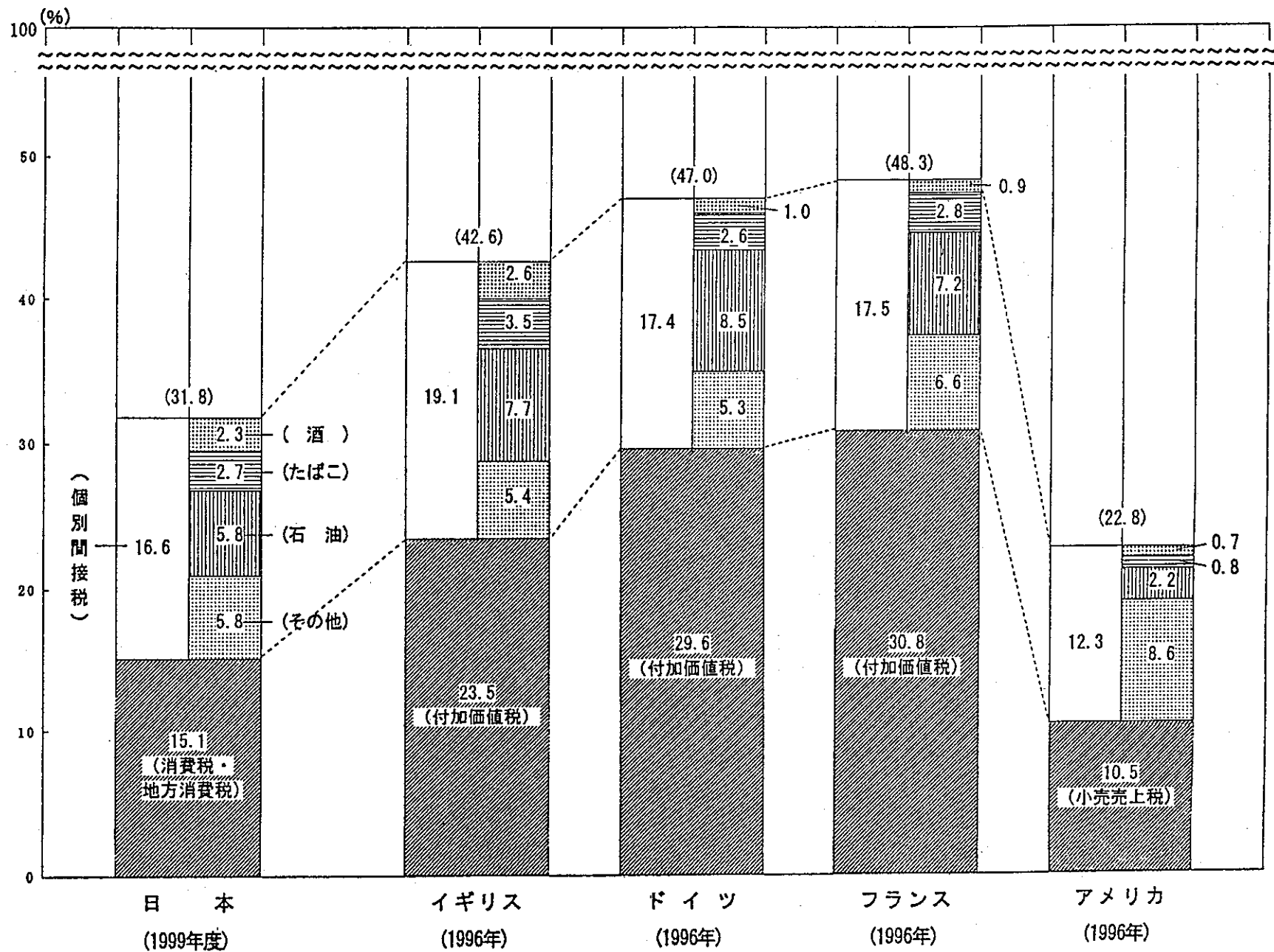
※ アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州の例である。

消費課税の概要（国税）

税目等	課税対象	平成11年度 予算額	構成比
国税収入計	—	491,015 億円	100.0 %
消費課税計	—	186,493	38.0
消費税	資産の譲渡等	103,760	21.1
個別間接税計	—	82,733	16.8
酒税	酒類	19,810	4.0
たばこ税	製造たばこ	8,960	1.8
たばこ特別税	製造たばこ	2,675	0.5
揮発油税	揮発油	27,166	5.5
地方道路税	揮発油	2,906	0.6
石油ガス税	自動車用石油ガス	300	0.1
自動車重量税	検査自動車等	11,213	2.3
航空機燃料税	航空機燃料	1,064	0.2
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,679	0.7
石油税	原油等	4,960	1.0

- （備考） 1. 上記の予算額には、一般会計分（471,190億円）の他、特別会計分を含む。
2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら（税収 8,672億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は39.7%となる。

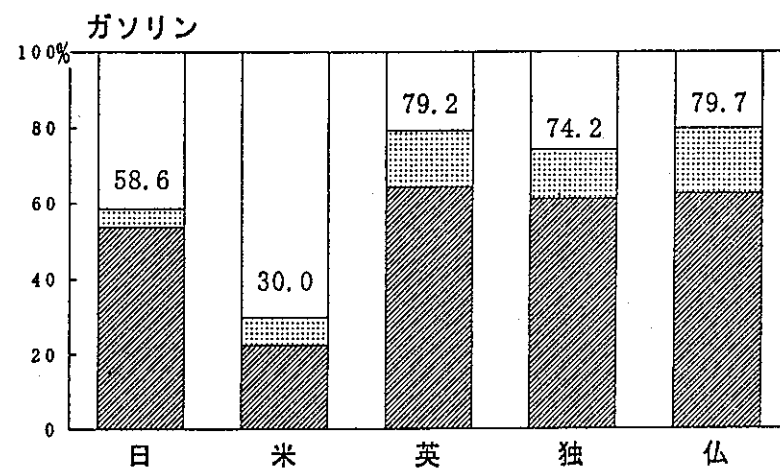
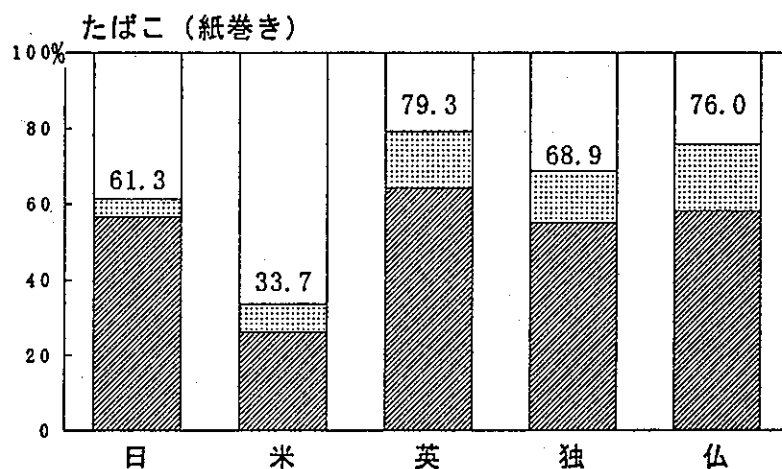
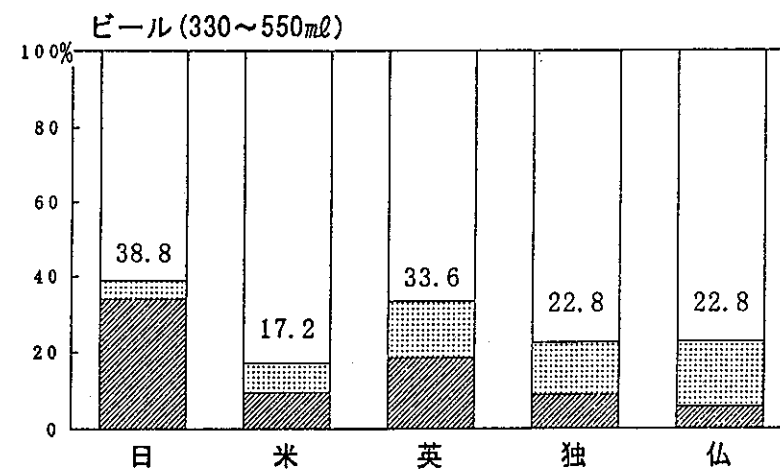
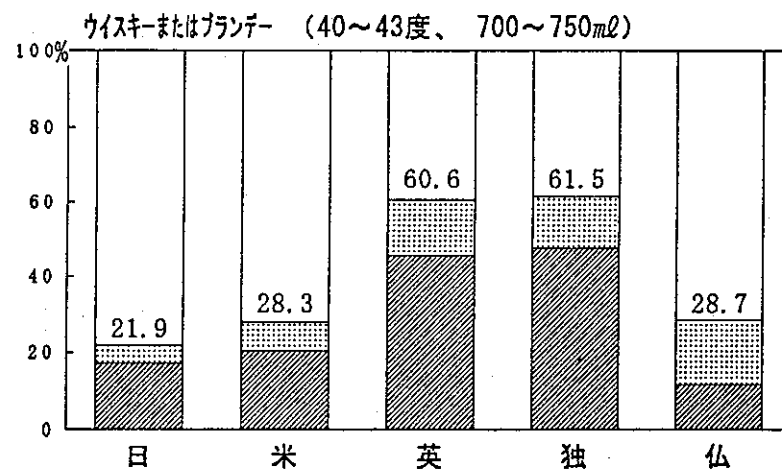
税収（国税・地方税）に占める消費課税の割合



(備考) 日本は平成11年度予算ベース。日本以外はOECD「REVENUE STATISTICS 1965-1997」等による。

主要課税物品の税負担割合の国際比較

付加価値税等
個別間接税



- (備考) 1. 平成11年1月現在の代表的な価格に基づく (ガソリンは、IEA「エネルギー価格と税 (1998年第1四半期)」による)。
 2. 米国の数値は、連邦税のほか州及び市 (ニューヨーク市) 税を含む。
 3. 各国の付加価値税等の税率 (平成11年1月現在) ; 日本 (消費税等) 5%、米国 (小売売上税) 8.25%、英国 17.5%、ドイツ 16%、フランス 20.6%
 4. 日本のガソリンの税負担割合は、揮発油税・地方道路税+消費税等。なお、石油税を加えた場合の税負担割合は60.6%。

消費税の歩み (未定稿)

[一般消費税 (仮称)]

昭53. 12. 26 (1978)	自 民 党	「昭和54年度税制改正大綱」決定、 一般消費税 (仮称) 55年度実施を明記
54. 9. 26 (1979)	大 平 総 理	遊説先で撤回発言 (54. 10. 7 総選挙)
12. 21	衆 参 両 院	財政再建に関する決議

[売 上 税]

60. 9. 20 (1985)	政 府 税 調	中曽根総理、政府税調に対し諮問
61. 10. 28 (1986)	政 府 税 調	「税制の抜本的見直しについての答申」決定
12. 23 62. 5. 27 (1987)	自 民 党	税制の抜本的改革と昭和62年度税制改正大綱決定 第108回国会閉会、税制改革関連法案廃案

[消 費 税]

62. 10. 16 (1987)	政 府 ・ 与 党	「税制の抜本的改革に関する方針」 政府 ・ 与党首脳会議決定 ・ 閣議報告
63. 6. 14 (1988)	自 民 党	「税制の抜本改革大綱」決定
12. 24	参 ・ 本 会 議	税制改革関連法案 可決 ・ 成立
平元. 4. 1 (1989)		消費税の実施
2. 1. 24 (1990)		衆議院解散 (2. 2. 18 総選挙)
6. 22 6. 26 " 3. 5. 8 (1991)	衆 ・ 本 会 議 両院合同協議会 参 ・ 本 会 議	野党廃止関連法案否決 第118回国会 (特別会) 閉会、見直し法案廃案 税制問題等に関する両院合同協議会設置 「消費税法の一部を改正する法律案」可決 ・ 成立
5. 6. 18 (1993)		衆議院解散 (5. 7. 18 総選挙)
6. 2. 2 (1994)	細 川 総 理	「国民福祉税 (仮称)」、「税制改革草案」提案
2. 8 6. 29 9. 22 11. 25 8. 6. 25 (1996)	連立代表者会議 連 立 与 党 連 立 与 党 参 ・ 本 会 議 政	年内の国会で関係の法律を成立させるとする合意 新しい連立政権の樹立に関する合意事項 (自・社・さ) 「税制改革大綱」決定 税制改革関連法案 可決 ・ 成立 「消費税及び地方消費税の税率について」閣議決定
9. 4. 1 (1997)	政 府	税制改革関連法 (消費税関係) 施行 (・ 消費税率の引上げ及び消費税制度の改革) (・ 地方消費税の創設)
10. 11. 19 (1998)	政 党 間 協 議	自民党 ・ 自由党党首会談合意
12. 16 11. 1. 14 (1999)	政 党 間 協 議 政 府	「自由党との協議の確認」 (福祉目的化自 ・ 自合意) 「予算決算及び会計令の一部を改正する政令」公布
3. 17	政 府	予算総則に「消費税の福祉目的化」を盛り込んだ平成 11年度予算成立